

議 事 録

会議の名称	第 8 回上牧町学校統合準備委員会会議
開催日時	令和 7 年 7 月 14 日 午前 10 時 00 分から
開催場所	上牧町役場 西館 3 階 集会室
出席者 (委員等)	板橋委員長、奥田副委員長、福仲委員、西尾委員、大西委員、 西浦委員、高畠委員、竹田委員、安中委員、向井委員、中山委員、 北委員、手嶋委員、竹本委員、千川委員、上西委員、高田委員
出席者 (事務局等)	(オブザーバー) 教育長 (事務局) 教育部理事、教育総務課長、教育総務課長補佐、教育総務課 指導主事 (2 名)、教育総務課 主事 (2 名)
傍聴の有無	なし
議事録の 作成方法	要点筆記 (簡易対話形式)
会議の議事	1. 開会 2. 教育長あいさつ 3. 後任委員の委嘱について 4. 後任委員の各部会配置について 5. 校章デザインについて 6. 通学方法に関する方針について 7. 自転車通学規程について 8. P T A 会則について 9. その他 (連絡事項等) 10. 閉会
会議資料	・ 委員会資料 1-4 : 「令和 7 年度上牧町学校統合準備委員会委員名簿」 ・ 委員会資料 2-4 : 「令和 7 年度部会構成員」 ・ 委員会資料 5-5 : 「校章デザインについて」 ・ 委員会資料 5-6 : 「通学方法に関する方針について」

	・委員会資料 5-7：「自転車通学規程について」 ・委員会資料 5-8：「PTA会則について」
決 定 事 項	・校章デザインは部会案を承認する ・通学方法に関する方針は部会案を承認する ・自転車通学規程は部会案を承認する ・PTA会則は一部を除き部会案を承認する
特 記 事 項	欠席者：北浦委員、関委員、嶋田委員、辻本委員
次 回 日 程	未定

内 容（簡易対話形式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。

 まず、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開としているほか、会議録作成のためICレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。

 それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 教育長あいさつ

事務局 それでは、開会に当たり教育長からあいさつをお願いします。

（教育長からあいさつ）

3. 後任委員の委嘱について

事務局 本来であればここからの議事進行は板橋委員長にお願いするところであるが、本日の会議は年度が替わってから、はじめての会議であり、異動等の事由に伴う委員の交代もあるため、「後任委員の委嘱」と、その次の次第4「後任委員の部会配置について」まで事務局が進行を務めさせていただく。

 それでは、次第3「後任委員の委嘱」に移らせていただく。先ほども触れたが、異動等により残任期間を残しての交代があったため、本日、令和7年7月14日付で委嘱をさせていただく後任委員を紹介させていただく。

(後任委員の紹介)

事務局 なお、委嘱状の交付につきましては、本来、お一人ずつお渡しすべきところであるが、本日、審議案件が複数あるため、時間の都合上、誠に申し訳ないが、机上配付とさせていただいているため、ご確認をお願いします。

また、本日の出席者につきましては21名中17名であるため、規則第5条第2項の定足数に達していることをご報告申し上げます。

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

4. 後任委員の各部会配置について

事務局 それでは、後任委員の部会配置について、「委員会資料 No.2-4：令和7年度部会構成員」を基に説明する。

まず、前上牧第二中学校 PTA 協議会書記の菊地 裕子様の後任としてお願いしている、現上牧第二中学校 PTA 協議会会長の竹田 幸子様には学校教育部会、PTA 部会の2部会に所属いただきたいと考えている。

次に、同じく前上牧第二中学校 PTA 協議会書記の小倉 晃子様の後任としてお願いしている、現上牧第二中学校 PTA 協議会の嶋田 真由美様には通学部会、PTA 部会の2部会に所属いただきたいと考えている。

続いて、前西和警察署交通課長の吉村 敏一様の後任としてお願いしている、現西和警察署交通課長 中山 玲二様には、通学部会をお願いしたいと考えている。

最後に、ご報告も兼ねてになるが、前の奈良県交通安全協会西和支部協会上牧町分会 分会長の武田 直彦様が、去る 5 月 15 日にご逝去された。武田委員におかれては、本委員会の設置からご参画いただき、通学部会にて大変ご尽力をいただいていた。心から感謝を申し上げるとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。なお、武田委員の後任としてお願いしている、現奈良県交通安全協会西和支部協会上牧町分会の北 隆司様には、通学部会をお願いしたいと考えている。

何か質問等はあるか。

(質問等なし)

5. 校章デザインについて

事務局 それでは案件事項を進めたいと思うが、ここからの議事進行については板橋委員長をお願いしたいと思う。

板橋委員長 それでは案件事項の議事を進める。
本日は、審議案件が 4 件ある。いつもは、各検討部会から進捗状況の報告をしていただいているが、事務局との調整の中で、前回の全体会から今回の全体会までに行われた検討部会は、いずれも今回上程されている審議案件の内容であり、審議案件の説明と検討部会の報告内容が重複するとの話があったため、今回は検討部会の報告と兼ねて審議案件の説明を各部会長からお願いできればと思う。

それでは、「委員会資料 N0.5-5：校章デザインについて」について、総務部会長である西尾委員から説明をお願いします。

西尾委員 それでは説明する。

校章については、昨年の 9 月に上牧中学校・上牧第二中学校にそれぞれデザイン案の作成を依頼した。両校において、制作チームを結成され、それぞれ 1 案ずつデザイン案を制作していただいた。その後、生徒による投票を実施し、得票の多かったデザイン案を最終案として、学校から提出があったため、前回の全体会終了後に総務部会を開催し、検討・協議を行った結果、本案が統合中学校の校章デザインにふさわしいとの結論に至り、本日上程させていただいたところである。

なお、本案は、現在の両校の校章デザインを部分的に残す手法でデザインされており、それをベースに町の花である「ゆり」のイメージを新たに取り入れ、卒業生を含め、両校の生徒から親しみを感じてもらえるようデザインされている。

説明は以上である。

板橋委員長 ただいまの説明について、何か意見等はあるか。

(意見等なし)

板橋委員長 それでは改めて、本案件について諮りたいと思う。総務部会から提出された校章デザインについて、原案のとおり可決することに異議等はないか。

(異議等なし)

板橋委員長 それでは異議なしと認め、本案件については可決するものとする。

6. 通学方法に関する方針について

板橋委員長

それでは案件事項の議事を進める。

続いて、通学部会にて検討を進めていただいた「通学方法に関する方針」だが、こちらは本日審議案件として上程されている。

「委員会資料 NO.5-6：通学方法に関する方針について」に通学部会案が示されているため、通学部会長である福仲委員から説明をお願いします。

福仲委員

それでは説明する。

統合中学校への通学に関しては、令和6年12月に書面にて行われた学校統合準備委員会において、自転車通学制度の導入を主とした方針を上程し、承認をいただいていたが、その後の教育委員会会議のほうで、自転車通学に関する明確なルールの整備を含めた安全対策が不十分であるとのことから、教育委員会の承認は得られず、保留となっている。その際に教育委員会から指摘のあった、「危険箇所の把握と安全対策」に関する検討については、令和7年度の取組として重点的に取り組んでいきたいと考えているが、自転車通学に関するルール案の作成が完了したことと、あわせて、アンケート調査や保護者説明会で多数ご意見をいただいていたバスの利用に関する内容についても盛り込んだ方針案を改めて取りまとめたため、このたび上程させていただいている次第である。

それでは通学方法に関する方針の内容について説明させていただきます。

1ページ目をご確認いただきたい。経緯として、これまでの通学部会での検討や通学経路調査、アンケート調査の結果を加味して、方針を取りまとめている旨を示している。また、現在の通学状況として、上牧中学校・上牧第二中学校ともに原則徒歩通学であることと、各校区において最も通学距離を要する地区を示している。

2 ページ目では、通学経路調査の概要をまとめている。炎天下での通学負担に関する調査を趣旨とし、暑い時期である令和5年7月31日に実施した。調査概要については、資料を確認いただければ幸いである。所要時間は55分となっているが、距離計測や危険箇所の確認をしながら行っていたため、実際の通学の際は45分から50分程度の所要時間になると思われる。かなり蒸し暑く、体力的な負担もあり、熱中症の危険性も感じるものであった。また、生徒が登下校中に適切なタイミングで休憩や給水をとるかや、制服がかなり汗で濡れてしまうのではないかという懸念事項も生じたところである。以上を踏まえ、通学経路調査では、2.5 kmを超える通学距離を要する地区に居住する生徒には、徒歩以外の通学手段を選択できるような対応が必要と感じたところである。

3 ページ目では、通学に関する課題として、「通学距離」、「通学時間」、「安全対策」という3つの項目で課題整理を行っている。「通学距離」が延びることによって体力的な負担が増すこと、また、「通学時間」が延びることによって、生徒が能力を伸ばす機会が奪われてしまうこと、熱中症等の健康リスクを引き起こす恐れがあること、暗くなってから下校する際に事件や事故に巻き込まれる可能性があることを挙げている。そして「安全対策」として、上牧第二中学校区から通学する生徒が利用するルートについて、これまで通学ルートとして利用されていなかった道路上にある危険箇所への対応を挙げている。これらの課題に対する対策について検討・協議をするなかで、主に「通学距離」、「通学時間」への対応として、下記の「自転車通学制度」の導入に関する案が出たが、内部で賛否がわかれていたことから、民意を問うため、保護者へのアンケート調査を実施したという経緯を記載している。

4 ページ目では、保護者を対象に実施したアンケート調査の概

要・結果を記載している。回答数 108 件のうち、85.2%にあたる 92 件が賛成という結果となっている。賛成する理由としては、体力面・時間面での通学負担の軽減が挙げられているほか、自転車通学を導入することで、保護者負担の軽減にもつながるという意見もあった。一方、反対する理由としては、大半が接触事故を不安視することによるものとなっていた。

5 ページ目では、バス通学に関する検討内容を記載している。アンケート調査では、自転車通学を賛成する意見が多く寄せられたが、それとあわせて、バス通学に関する要望も多数あったことを受け、公共交通バスの利用、コミュニティバスやスクール・バスの運行について検討を行った内容となっている。まず、公共交通バスの利用については、自転車通学の対象距離の生徒であっても運転スキルや天候、安全面を懸念し、自転車通学を選択しないケースがあると想定されるため、そういった生徒についても安全に、快適に通学できるよう、自転車通学に代わる通学手段を選択できるようにする必要があるという観点で検討を行った。次に、コミュニティバスの運行については、主に金富・梅ヶ丘地区の生徒への対応を想定するものである。当該地区の生徒がバス通学をする場合、最寄りのバス停まで距離があり、山を越えなければならないという立地の問題もあるため、時間的・体力的な負担軽減を図りにくいということが挙げられる。一方、コミュニティバスのバス停については、当該地区内にあるため、現在は登校時間の運行は行われていないが、コミュニティバスの運行・利用に関する検討を行った。続いて、スクール・バスの運行については、保護者アンケートでも多く意見が寄せられているが、これに関しては、保護者の経済的な負担が発生しない形での通学支援を求めるものであると思われる。ランニングコストと財源を比較すると、生徒に対する支援としては検討しうる範囲内と思われるが、現実的な問題として令和 8 年 4 月から導入す

るとなると、バスの調達や人員の確保等の問題が大きく、また、学校運営上においても、感染症等に伴う学級閉鎖等により生徒を急遽下校させないといけないという場合の対応が難しいという課題がある。

以上を踏まえ、6 ページ目において、改めて方針案を示している。当初は、安全対策等の内容も含めて方針に反映し、再度上程することを想定していたが、保護者への周知や行政側の準備期間も必要となることから、可能な限り早期に方針を定める必要があると考え、現段階の通学部会での検討結果をもとに、以下の通学方法が最も適切であるとして取りまとめた。まず、現上牧中学校区の生徒については、統合による通学距離の変更がないため、従来どおり原則徒歩通学としている。また、上牧第二中学校区の生徒については、上牧中学校区において最も通学距離を要する松里園地区の約 2.5 km を基準とし、基準内の通学距離の生徒は上牧中学校の生徒と同様徒歩通学、基準を超える通学距離となる生徒については、保護者同意のもと、申請により、自転車通学を選択できるようにすることとしている。加えて、公共交通バスの利用についても、自転車通学同様、保護者同意のもと、申請により、認めることとしている。なお、金富・梅ヶ丘地区の生徒については、コミュニティバスでの下校を認めるほか、登校時間におけるコミュニティバスの運行が可能となった場合は、公共交通バス同様、コミュニティバスでの登校についても認めることとしている。その他、特例措置として、障がいや健康・教育上の理由により、基準内の通学距離であっても、自転車・公共交通バス等での通学を認めることとしている。最後に、今回あわせて上程している審議案件である「自転車通学規程」を設置し、遵守することも方針の中に盛り込んでいる。

7 ページ目は、その他附帯意見について記載している。こちらは学校統合準備委員会として、今後、行政・学校にお願いしたい

内容をまとめたものである。1つ目は、公共交通バス利用に関する可能な限りの運賃補助の実施、2つ目は、スクール・バス導入に向けた検討の継続、3つ目は、自転車通学に係る対象地区もしくは基準距離の見直し、4つ目は危険箇所の安全対策と学校での交通安全教育の推進、5つ目は上牧中学校区の生徒の通学手段の見直しを挙げさせていただいている。

8ページ目は、通学部会の今後の対応として、本方針は大きな方向性を示すものであるため、自転車通学に関する規程や通学ルート of 制定、危険箇所の把握・対応などの個別具体的な対策に関する検討・調査を継続して行い、適宜報告するものとしている。

説明は以上である。

板橋委員長 ただいまの説明について、何か意見等はあるか。

竹田委員 松里園の約 2.5 kmを基準とするとあるが、昨今、熱中症の心配もあるため、この基準の距離を縮める案は出なかったのか。

事務局 基準とする距離についての議論はあった。しかし、通学経路調査時に 2.5 kmを超えると特に体の負担を感じたことや、ちょうど 2.5 kmである松里園地区から小学生が徒歩通学をしており、中学生のみ自転車通学を許可することに対しては難しさがあること、駐輪場の整備上、2.0 km等の 2.5 km未満の距離を基準とした場合、駐輪スペースが不足すると予測されることもあり、今回、2.5 kmを基準とした次第である。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

高田委員 公共交通バスの利用について、桜ヶ丘地区在住の保護者の方

から、自転車通学には不安があるため、公共交通バスを利用して通学させたいという話を聞いた。また、その方の周りにも、同様の考えを持たれている方がいらっしゃることも聞いた。そのため、自転車通学に不安を感じておられる方が複数いらっしゃるということをお伝えしておきたいと思う。

事務局 今いただいたご意見については、これまでも保護者アンケートや保護者説明会においていただいております。把握していることではある。学校統合準備委員会の案としては、公共交通バスの利用も認める方向性でまとめたと考えている。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

竹田委員 3 ページの通学時間における課題について、家庭学習の時間や習い事にかかる時間、友人と交流する時間などが短くなるという懸念があるが、どのような対策を考えておられるのか。

事務局 徒歩通学であれば 50 分程度かかるところを、通学方法の選択肢を増やすことで通学時間を短くすることによって、懸念事項を解消したいと考えている。

竹田委員 金富地区や梅ヶ丘地区の子たちはそれでよいと思うが、他の地区の子たちはどのようになるのか。

事務局 自転車通学に関しては、2.5 km以上の通学距離を要する生徒が対象となるため、片岡台地区や桜ヶ丘地区の一部等が対象となり、ある程度の人数が対象となると考えている。また、公共交通バスの利用もあわせて検討していきたいと考えているため、今回の統合によって通学距離がかなり延びるという生徒たちに対

しては、懸念事項を解消できる対策をとれるものと考えている。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

北委員 3 ページの安全対策として、上牧第二中学校区の生徒たちの通学路が変わることになると思うが、通学路は教えてあげているのか。また、その道が安全であるかの確認もお願いしたいと思う。

事務局 中学校の通学路については、細かくは指定されておらず、主要な経路のみ定められており、安全かつ最短の経路で主要な経路に合流できるようにとの案内になるかと思う。統合によって主要な経路の見直しも図ることになるかと思うが、安全かつ最短の経路で主要な経路に合流できるようにという点は変わらないと考えるため、令和 7 年度の通学部会において現地調査を実施し、危険箇所の把握に努めるとともに、対策には時間もかかることから、対策が完了するまではそこを通らないようにとの案内をすることになるかと考えている。また、安全対策については、統合後も引き続き対応していきたいと考えている。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

事務局 1 点補足説明をさせていただく。先ほど竹田委員からいただいたご意見に関し、統合当初の時点では 2.5 km を一定の基準とすると回答させていただいたが、今後、生徒数が減少していくことが予測され、駐輪場にも余裕が生じること考えられることから、その際には基準距離の見直しを図る必要があるかと考えている。2.5 km の基準は、あくまで統合当初の段階での基準であるとしてご理解いただければと思う。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

板橋委員長 それでは改めて、本案件について諮りたいと思う。通学部会から提出された通学方法に関する方針について、原案のとおり可決することに異議等はないか。

(異議等なし)

板橋委員長 それでは異議なしと認め、本案件については可決するものとする。

7. 通学方法に関する方針について

板橋委員長 それでは案件事項の議事を進める。

続いて、通学部会にて先ほどの「通学方法に関する方針」と並行して検討を進めていただいた「自転車通学規程」だが、こちらでも本日審議案件として上程されている。「委員会資料 N0.5-7：自転車通学規程」に通学部会案が示されているため、通学部会長である福仲委員から説明をお願いします。

福仲委員 それでは説明する。

本資料は、先ほどの通学方法に関する方針を定めるに当たり、明確なルール整備がなされていないという指摘を教育委員会から受け、方針の再検討と並行して通学部会で検討し作成したものである。内容としては、自転車通学許可の条件を記載したものとなっている。条件を順に説明させていただく。1つ目は、通学

距離として2.5 km以上の距離を要することを挙げている。また、申請書にそのことを証明する地図を添付することも条件としている。なお、先ほどもあったように、通学経路は、安全かつ最短で通学路に合流できるようにしていただく。2つ目は、防犯登録をしていることを挙げている。これは、防犯登録の義務規程があるためである。3つ目は、自転車損害賠償責任保険等の保険に加入していることを挙げている。これは、奈良県条例で定められているためである。4つ目は、ヘルメットを各家庭で準備し、着用することを挙げている。これは、改正道路交通法で着用が努力義務とされていることや、奈良県教育委員会から自転車通学生のヘルメットの自由化が通達されていることから、家庭でも使用されているものを通学でも使用していただく形としている。5つ目は、自転車の形状や装備に関する内容を挙げている。重量のある荷物を持って来ていただくことになるため、安全に通学できるよう、後部荷台があるものとしている。また、駐輪場での自転車の保管に関わって、安全に保管できるよう、両脚スタンドがあるものとしている。6つ目は、自転車ルールを守り、自転車を安全に利用できることを挙げている。自転車ルールについては、奈良県警察発行の「交通安全ブック」という中学生向けのガイドブックがあり、細かく色々なことが記載されているため、こちらを基にしている。

以上6つの条件を満たす場合、保護者同意のもと、2枚目の申請書を学校に提出し、学校から自転車に貼る鑑札が交付されると、許可されたこととなるという形にしたいと考えている。なお、自転車通学規程を違反し、指導しても改善されない場合は、許可を取り消す場合があるとしている。

説明は以上である。

板橋委員長 ただいまの説明について、何か意見等はあるか。

奥田副委員長 このような規程やルールについては、運用しつつ、改善していくものと考えている。この規程では、生徒本人が記入し、提出する申請書があるかと思うが、保護者の方からの同意書の提出は求めないのか。

福仲委員 申請書に「また、保護者は責任のある安全指導をします」という記載があり、保護者の自署を求めていることから、申請書1枚で完結させる形をとっている。
なお、適宜改善を図っていきたいと考えている。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

上西委員 自転車の形状や装備に関して、前部かごと後部荷台があるものが条件となっているが、両方必須であるのか。例えば、前部かごがなく、後部荷台のみという自転車では許可されないのか。

福仲委員 現在、新入生の通学カバンについては、リュック型の大きめのものを考えており、在校生については、現在使用しているものを引き続き使用していただく形で考えている。そのため、ハンドルに荷物をかけたりせず、安全に運転してもらえよう、前部かごと後部荷台の両方がある自転車としていただき、重い荷物は後部荷台に、軽い荷物は前部かごに入れてもらいたいと考えている。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

安中委員 ヘルメットについて、「教室自ロッカー管理」との記載があるが、新しい中学校では、一人ひとりにロッカーがあるのか。

福仲委員 一人ひとりにロッカーを用意する予定である。なお、大きめのカバンが入る大きさのものを予定しており、学級の人数よりも多少余裕がある数のロッカーを整備する予定である。

安中委員 盗難されるような話も聞いたことがあるため、そのような管理となることを聞き、安心した。

以前に、交通ルール教室を実施するという話を聞いたことがあるが、街中を見ていると交通ルールが遵守されているとは思えない状況を見かけることがあり、今後、自転車のルールも厳罰化されることから、生徒に対して安全指導を実施する必要があると思うが、実施は計画されているのか。

福仲委員 年度当初に自転車通学生を集め、指導を実施した後に、自転車通学を開始していただく形を考えている。

また、学校や家庭、地域の中で、自転車等の交通に関する安全指導を協力しながら進め、子どもたちを育てていければと考えている。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

板橋委員長 それでは改めて、本案件について諮りたいと思う。通学部会から提出された自転車通学規程について、原案のとおり可決することに異議等はないか。

(異議等なし)

板橋委員長 それでは異議なしと認め、本案件については可決するものとする。

8. P T A会則について

板橋委員長 それでは案件事項の議事を進める。
続いて、P T A部会にて検討を進めていただいた「P T A会則」だが、こちらも本日審議案件として上程されている。「委員会資料 N0.5-8：P T A会則について」にP T A部会案が示されているため、P T A部会長である西浦委員から説明をお願いする。

西浦委員 それでは説明する。
P T A部会では、これまで主にこのP T A会則に関する検討を中心に行ってきたが、基本的な検討の進め方としては、上牧中学校・上牧第二中学校が現在取り扱っている会則を一つにする作業をしつつ、片方にしかないものや、それぞれで項目や条文等が異なるものについては、改めて検討するという流れで進めてきた。会則の内容について、順次説明させていただく。時間の関係もあるため、要点を中心に説明させていただく。

第1条 名称及び事務局、第2条 目的及び方針については、形式的な内容であるため、説明を省略させていただく。

第3条 会員については、上牧中学校に在籍する生徒の保護者及び上牧中学校に勤務する教職員とし、会員は別に定める会費を納めることとしている。

第4条は、本部役員に関する規定であり、役職、選出人数、任期、補欠に関する事項、任務を記載している。また、本部役員の選出に関しては、別途規定を設けている。後ほど説明させていただく。

第5条は、会計監査委員に関する規定であり、選出人数、選出方法、任期、補欠に関する事項、任務、権限を記載している。

第6条は、委員に関する規定であり、任期及び補欠に関する事項、専門委員会に関する内容を記載している。また、委員についても、本部役員同様、選出に関する規定を別途設けている。こちらも後ほど説明させていただく。

第7条は、専門委員会に関する規定であり、広報委員会、進路対策委員会、選考委員会の任務、活動内容、委員長・副委員長の選任、目的を記載している。

第8条は、総会に関する規定であり、定足数、会議の形式、決議に関する内容、開催回数、臨時総会に関する内容、審議内容を記載している。

第9条は、理事会に関する規定であり、構成、議長に関すること、決議に関する内容、開催回数、審議事項などを記載している。

第10条は、本部役員会に関する規定であり、構成、任務などを記載している。

第11条は、会計に関する規定であり、会費が月額250円であること、免除に関すること、会計年度などを記載している。

第12条は、諸規定についてであり、必要な諸規定は理事会で決定し、改廃等があったときは総会に報告することとなっている。

次に、第4条及び第10条関係の、本部役員選出規定についてである。選出方法や免除規定などについて定めたものになっている。本部役員については、選考委員会で選出するが、原則、立候補者から選出することとしている。立候補者が定員を超える場合は合議で決め、立候補者が不足する場合は公開抽選会にて決定することとしている。また、免除の対象については、前年度までに学級委員をした者、前年度までに本部役員をした者、当該年度で別の学校の役員に内定している者、未就学児がいる者、学

校コーディネーターをしている者となっている。

続いて、第6条及び第7条関係の、委員選出規定についてである。こちらも本部役員選出規定と同様、選出方法や免除規定などについて定めたものとなっている。委員については、調査票をもとに選出対象者を確定し、こちらも原則、立候補者から学級委員及び補欠委員を選出することとしている。立候補者が定員を超える場合は本部役員会の合議で決め、立候補者が不足する場合は公開抽選会にて決定することとしている。また、学級委員は各学級から2名ずつ選出し、広報委員会、進路対策委員会、選考委員会のいずれかに所属することとしている。その他、補欠委員については、各学年1名ずつ選出することとしている。なお、免除の対象については、本部役員選出規定と同じであるが、こちらには選出対象者の数が不足する場合の規定が設けられている。

次に、慶弔規定についてである。会員及び生徒が病気等により、3週間以上の入院をした場合に5,000円、会員及び生徒が死亡した場合は5,000円他とし、その他に関しては、都度役員会の合議で決めることとしている。

続いて、交通費・食事代補助についてである。こちらは、出張の際の交通費・食事代補助に関する規定であり、公共交通機関を利用した場合は実費、車を利用した場合、町内は0円、上牧町を除く北葛城郡内、香芝市、三郷町、斑鳩町は500円、それ以外の県内は1,000円、県外出張に関しては、都度役員会の合議で決めることとしている。食事代補助については、出張先で昼食が定められている場合は実費、それ以外に昼食が必要と認められる出張の場合は500円支給することとしている。

残りは様式と組織図であるため、説明を省略させていただく。
説明は以上である。

板橋委員長 ただいまの説明について、何か意見等はあるか。

向井委員 第9条第2項で「理事会の議長は役員がこれを務める。」とあるが、このような場合の議長は、会長や副会長が務めることが多い。「役員」とした場合、会長、副会長、会計または書記のうちの誰かが務めるということになるため、例えば、「議長は会長が務める」という形とし、会長が務められない場合にはあらかじめ決まっている他の者が務めるという形にした方がよいかと思うが、いかがか。

事務局 保護者の方もいらっしゃるPTA部会において議論した内容をまとめ、「役員」という形とさせていただいた。しかし、向井委員からご意見をいただき、検討すべき内容であると思ったため、役員のままとするか、会長と変更するかをPTA部会の委員の方に確認させていただいたうえで、教育委員会会議に上程したいと思う。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

千川委員 第3条第1項に「本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員で構成する。」とあるが、この記載方法では、保護者全員が加入しなければならないかのように受け取れる。PTAはあくまで任意団体であることから、各家庭の事情や様々な考え方の保護者に配慮した内容の方がよいのではないか。

事務局 経済的な負担軽減として、要保護世帯の会費の免除などは設けているが、基本的に「円滑な学校運営、教育環境の充実を図るに当たり、PTA組織は必要である」という認識であり、保護者の方にはできる限りご協力いただきたいと考えている。そのため、「任意団体である」との記載をした場合、加入しない動きを

助長することにもつながり、加入している保護者の負担が増加する恐れがあることから、そのような内容の記載とはしていない。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

福仲委員 組織図において「各教務主任」との記載があるが、教務主任は 1 名のみである。そのため、「教務主任」あるいは「各主任教諭」にされるべきと考える。

事務局 確認後、「教務主任」あるいは「各主任教諭」のどちらかに修正させていただく。

板橋委員長 ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

板橋委員長 先ほど事務局から確認後に対応する旨の回答があった 2 点以外の部分について諮る形をとってよいか。

(異議等なし)

板橋委員長 それでは改めて、本案件について諮りたいと思う。PTA 部会から提出された PTA 会則について、先ほどの 2 点を除き、原案のとおり可決することに異議等はないか。

(異議等なし)

板橋委員長 それでは異議なしと認め、本案件については先ほどの 2 点を

除き可決するものとする。

9. その他（連絡事項等）

板橋委員長 それでは、委員又は事務局から何か連絡事項等はあるか。

事務局 今後の学校統合準備委員会の全体会の予定について説明させていただく。中学校の学校統合準備委員会については、令和8年4月に統合となるため、本年度が最終年度となっている。例年であれば、年度当初及び年度末に計2回の全体会を開催し、年度末に部会の進捗状況を報告いただく形をとっているが、今年度中に結論を出す必要があるため、例年よりも全体会の開催回数が増加する可能性がある。引き続きご協力いただければ幸いである。

板橋委員長 ほかに連絡事項等はあるか。

（連絡事項等なし）

板橋委員長 それでは本日の案件は以上であるので、事務局に進行を移したいと思う。

10. 閉会

事務局 以上をもって、第8回上牧町学校統合準備委員会会議を閉会する。

以上